

日田市雇用対策協定

日田市（以下「市」という。）では「地域力日本一」を目指して、市の有する多様な地域資源の活用や市の魅力の向上等を通じて地場産業の育成と創業支援等による安定した雇用の創出、ふるさと「ひた」への回帰促進、子育て支援の充実等により、活力あるまちづくりを一体的に推進していくことが求められている。

また、大分労働局（以下「労働局」という。）としては、市のこうした施策と有機的に連携することで、その目標の実現に協力し、市と一体となって日田市の地域力がより向上することを目指すことで、管内の雇用環境をよりよいものとしていくことが重要である。

このため、市及び労働局は、以下のとおり「日田市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、良質な雇用機会の創出、地元就職の促進及び子育て環境の向上等雇用・労働環境の改善に関する施策の質が高まり、かつ好循環が生まれるよう、市と労働局の連携及び協力の内容などを定め、日田地域の雇用対策に強力に取り組み、安定した雇用を実現することを目的とする。

（取組内容）

第2条 市及び労働局は、前条に定める目的を達成するための共通の事業目標の下、具体的な取組の内容及び実施方法を「日田市雇用対策協定に基づく事業計画」に定め、これを推進させるために毎年協議を行い、必要に応じ改訂を行うものとする。

（要請）

第3条 日田市長及び大分労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができ、当該要請について誠実かつ速やかに対応するものとする。

（秘密保持）

第4条 協定に基づく雇用対策に関する取組において、市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りではない。

（運営協議会）

第5条 市及び労働局は、協定の取組事項を推進し、全般の進捗状況の把握と

全体調整を行うための運営協議会を設置するものとする。運営協議会に係る詳細は、別途定めることとする。

（その他）

第6条 協定に定めがない事項が生じた場合又は本協定の内容について改定する必要がある場合は、その都度、市及び労働局は誠意をもって協議し、決定するものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合において、他に定めがないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、日田市長及び大分労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年10月26日

日田市長

原田啓介

厚生労働省大分労働局長

南保昌孝